

千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（平成29年千葉市条例第32号。以下「条例」という。）及び千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則（平成30年千葉市規則第12号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び規則の例による。

(学校給食の申し込み)

第3条 学校給食費負担者は、児童、生徒その他学校給食の提供を受ける者（以下「児童等」という。）が学校給食の提供を受けようとするときは、学校給食申込書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 臨時に学校給食の提供を受けようとする者（以下「臨時喫食者」という。）は、学校給食申込書（臨時喫食者等）（第2号様式）を市長に提出するものとする。

(学校給食費の通知)

第4条 市長は、学校給食費を徴収するときは、学校給食費負担者に対して、学校給食費納入額決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(学校給食費の納付)

第5条 学校給食費負担者は、学校給食費の口座振替による納付を希望するときは、千葉市税等口座振替収納事務取扱要綱で規定する千葉市学校給食費等口座振替依頼書自動払込利用申込（廃止届）書を取扱金融機関に提出することとする。

2 口座振替による納付のときは、規則第5条に規定する納付期限に振替を行うこととする。

3 第1項の規定によらず学校給食費を徴収するときは、学校給食費納入通知書兼納付書により学校給食費負担者に通知するものとする。

(要保護者の学校給食に関する取扱い)

第6条 生活保護世帯に属する児童生徒の学校給食費については、生活保護法（昭和25年法律144号）第32条の規定により、市が生活保護の被保護者の児童生徒に対し、学校給食を提供する現物給付とする。

(学校給食を受けることができない場合等の届出)

第7条 学校給食費負担者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、学校給食変更届（第4号様式）を児童等が在学、又は入学等を予定している学校長に提出しなければならない。

(1) 食物アレルギーその他のやむを得ない事由により、牛乳の停止又は牛乳以外の学校給食の停止を希望する場合

(2) 転入学、食物アレルギーその他のやむを得ない事由により、学校給食の提供を開始するとき、又は継続的に学校給食の提供を受けることができないとき及び学校給食の提供の再開を希望する場合

- (3) 傷病等により、市が学校給食を実施する日において、連続して4日以上、学校給食の提供を受けることができない場合

(学校給食費の変更の通知)

第8条 市長は、次条による減額等による学校給食費の変更を行うときは、学校給食費納入額変更通知書(第5号様式)により通知することとする。

- 2 市長は、規則第6条に規定する調整を行うときは、学校給食費精算額決定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(学校給食費の減額)

第9条 規則第3条第2項に規定するその他市長が特別の事情があると認める場合は、次のとおりとする。

- (1) 児童等が食物アレルギー等の理由により、飲用の牛乳が提供されなくなった場合

- (2) 児童等が食物アレルギー等の理由により、飲用の牛乳以外の学校給食の全ての提供を受けることができない場合

- (3) 児童等が病気等のため、市が学校給食を実施する日において、連続して4日以上(当該期の算定については、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)学校給食の提供を受けることができない場合

- (4) 給食室の改修工事等により、通常の学校給食を実施することができない場合

- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認める場合

- 2 前項の規定により減額となる額は、別表のとおりとする。

(学校給食費の充当)

第10条 市長は、納付された学校給食費に過納又は誤納のあるときは、その過誤納金を当該学校給食費負担者の納期限を過ぎて未納となっている学校給食費に充当するものとする。

- 2 市長は、前項により充当するときは、学校給食費還付(充当)通知書(第7号様式)により学校給食費負担者に通知するものとする。

(学校給食費の還付)

第11条 市長は、納付された学校給食費に過納又は誤納のあるときで、前条に規定する充当すべき学校給食費がないときは、学校給食費負担者に学校給食費を還付するものとする。

- 2 市長は、前項の事由が生じたときは、学校給食費還付(充当)通知書(第7号様式)により学校給食費負担者に通知するものとする。ただし、すでに還付先口座を届け出ている学校給食費負担者に対しては、これを省略し、学校給食費還付充当通知書(第9号様式)により通知後、速やかに学校給食費を還付するものとする。

- 3 市長は、学校給食費負担者から学校給食費還付金請求書(第8号様式)によって還付の請求を受けたときは、学校給食費還付充当通知書(第9号様式)により学校給食費負担者に通知し、速やかに学校給食費を還付するものとする。

(学校給食費の督促)

第12条 規則第7条の規定による督促は、学校給食費督促状(第10号様式)により

行うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育次長が定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この様式による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この様式の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表 1 学校給食費の減額

減額事由	規則別表 1 の区分に応じた額から減じる額
飲用の牛乳が提供されなくなったとき。	千葉県学校給食用牛乳供給価格の 1 円未満の端数を切り上げた額
飲用の牛乳以外の学校給食の全てが提供されなくなったとき。	規則別表 1 の区分に応じた額から、千葉県学校給食用牛乳供給価格を減じて得た額から 1 円未満の端数を切り下げた額
児童等が病気等のため、学校給食を実施する日において連続して 4 日以上、学校給食の提供を受けることができないとき。	規則別表 1 の区分に応じた額の全額
給食室の改修工事等により、通常の学校給食を実施することができないときで、次の各号に該当するとき。 (1) 学校給食の全てが提供されなくなったとき。 (2) 飲用の牛乳以外の学校給食の全てが提供されなくなったとき。 (3) 飲用の牛乳及び米類又はパン類以外の学校給食が提供されなくなったとき。	(1) 規則別表 1 の区分に応じた額の全額 (2) 規則別表 1 の区分に応じた額から、千葉県学校給食用牛乳供給価格を減じて得た額から 1 円未満の端数を切り下げた額 (3) 規則別表 1 の区分に応じた額から、千葉県学校給食用牛乳供給価格を減じて得た額に、米類又はパン類の調達に要した費用を減じて得た額から 1 円未満の端数を切り下げた額
その他、市長が特に必要であると認めるとき。	上記の例に準じて算定した額